法　律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条・第二条）
第二章　総務省関係（第三条）
第三章　文部科学省関係（第四条―第九条）
第四章　厚生労働省関係（第十条―第三十三条）
第五章　農林水産省関係（第三十四条―第三十六条）
第六章　経済産業省関係（第三十七条―第四十一条）
第七章　国土交通省関係（第四十二条―第四十七条）
第八章　環境省関係（第四十八条）
附則

第一章　内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二条　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第十六条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二章　総務省関係

（放送法の一部改正）

第三条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項中「総務大臣」の下に「（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第百四十七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）」を加え、同条第二項中「総務大臣」を「当該届出をした総務大臣又は都道府県知事」に改める。

第百三十四条第二項中「その旨を総務大臣」の下に「（小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者（以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。）の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事）」を加え、「当該一般放送事業者」を「被承継人たる一般放送事業者」に改める。

第百三十五条第一項中「総務大臣」の下に「（小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）」を加え、同条第二項中「総務大臣」の下に「（小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）」を加える。

第百四十五条第二項中「総務大臣」の下に「（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第百七十四条並びに第百七十五条において同じ。）」を加える。

第三章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第四条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の次に次の一項を加える。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第四十条第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第五十四条第三項中「市町村」を「市（指定都市を除く。）町村」に、「都道府県の設置する」を「都道府県又は指定都市の設置する」に改め、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第九十四条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第五条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市（」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、」を加え、同条第一号中「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」に、「特別支援学校教職員定数」を「都道府県特別支援学校教職員定数」に改める。

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第六条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第二項中「の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加える。

第百十条第一項中「教育委員会」の下に「（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）」を加える。

第百三十三条中「教育委員会」の下に「（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）」を加える。

第百八十七条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第百八十八条第一項中「教育委員会」の下に「（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）」を加える。

第百九十二条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。